

政令第六十四号

道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第五十一条の四第十項、第八十一条第三項（同法第八十一条の二第三項、第八十二条第三項及び第八十三条第三項において準用する場合を含む。）、第四百条第五項及び第二百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の五第一項中「当該」を「内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を当該」に、「内閣府令で定める様式の書面を掲示して」を「掲示し、又は当該事項を当該公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

第二十九条第一号中「前条各号に掲げる事項を、」を削り、「当該」を「前条各号に掲げる事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、これらの事項が記載さ

れた書面を当該」に、「掲示する」を「掲示し、又はこれらの事項を当該警察署に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとる」に改め、同条中第二号を削り、第三号を第二号とする。

第二十九条の二第一号中「占有者等」を「占有者、所有者その他工作物等について権原を有する者」に改める。

第三十二条第一項中「前号」とあるのは「前号の公示に係る転落積載物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号」と、「都道府県の公報又は新聞紙」とあるのは「官報」と、同条第三号中「を削る」。

第三十九条第二項中「よる」の下に「公示は、」を加え、「の公示は、」を「（以下この項において「公示事項」という。）を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を」に、「掲示して」を「掲示し、又は公示事項を公安委員会の庁舎に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて」に改める。

第五十四条第一項中「告知書」を「内閣府令で定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を告知書」に、「行なわれる」を「行われる」に、「内閣府令で定める様式の書面を掲示して行なう」を「掲示し、又は当該事項を当該場所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつて行う」に改め、同条第三項中「掲示を始めた」を「措置を開始した」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

1 この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

### (経過措置)

2 この政令による改正後の道路交通法施行令（以下「新令」という。）第十七条の五第一項及び第三項、第二十九条（新令第三十二条において準用する場合を含む。）、第三十九条第二項並びに第五十四条第一

項及び第三項の規定は、この政令の施行の日以後にする公示又は通告について適用し、同日前にした公示又は通告については、なお従前の例による。

## 理由

情報通信技術の進展を踏まえ、放置違反金の納付命令に係る公示等を電子化する必要があるからである。